

青梅市中小企業従業員等互助会 共済給付金一覧表

2025年4月1日現在

単位：円

給付事由				共済金額
死亡保険金	会員本人	交通事故により死亡した場合		800,000
		不慮の事故により死亡した場合		500,000
		疾病による死亡した場合	7 1 歳未満の会員	200,000
			7 1 歳以上の会員	100,000
死亡弔慰金	会員の配偶者が死亡した場合			70,000
	会員の子が死亡した場合			20,000
	会員及びその配偶者の親が死亡した場合			10,000
	会員の同居親族が住宅災害により死亡した場合			20,000
遺重 障度 害障 保害 険・ 金後	会員本人	交通事故により後遺障害の状態となった場合		800,000～32,000
		不慮の事故により後遺障害の状態となった場合		500,000～20,000
		疾病による重度障害の 状態となった場合	7 1 歳未満の会員	200,000
			7 1 歳以上の会員	100,000
傷病休業 保険金	会員本人	傷病により右の期間を 休業した場合	1 4 日以上	10,000
			3 0 日以上	12,000
			6 0 日以上	14,000
			9 0 日以上	16,000
			1 2 0 日以上	18,000
住宅災害 保険金	火災等による	会員の居住する建物・ 家財の損害の程度が右 の割合となった場合	5 0 %以上	200,000
			3 0 %以上 5 0 %未満	140,000
			2 0 %以上 3 0 %未満	100,000
			2 0 %未満	40,000
	自然災害による	会員の居住する建物の 損害の程度が右の割合 となった場合	7 0 %以上	60,000
			2 0 %以上 7 0 %未満	30,000
			2 0 %未満	6,000
		会員の居住する建物の床上浸水		
祝金	結婚祝金	会員が結婚した場合		20,000
	出生祝金	会員の子が出生した場合		10,000
	就学祝金	会員の子が小学校に入学した場合		8,000
		会員の子が中学校に入学した場合		8,000
	結婚記念祝金	会員が結婚して右の 記念日を経過した場合	2 5 周年（銀婚）	15,000
			5 0 周年（金婚）	20,000